

| 対象業務範囲 | 業務名 | バージョン |
|--------|-------|-------|
| | 固定資産税 | V2.7 |

【凡例】 ○:対象 ×:対象外

| 機能 | データ移行対象 | 備考 |
|--|---------|----|
| (1) 課税客体把握 | ○ | — |
| ① 法務局の登記済通知情報及び法人からの申請書により、共有者を含めた課税客体を把握する。 | — | — |
| ② 法務局の登記済通知情報及び法人からの申請書により、共有者を含めた課税客体の登録・修正をする。 | — | — |
| (2) 評価 | ○ | — |
| ① 調査した項目を評価情報に登録・修正する。 | — | — |
| ② 評価基本情報を基に、家屋評価計算をする。 | — | — |
| ③ 評価基本情報を基に、土地評価計算をする。 | — | — |
| ④ 評価基本情報を基に、償却資産評価計算をする。 | — | — |
| ⑤ 評価基本情報を基に、計算した評価計算結果より、評価額を決定する。 | — | — |
| (3) 当初賦課 | ○ | — |
| ① 各資産ごとに課税標準額を算出する。また、課税標準額特例、軽減を算出する。 | — | — |
| ② 課税客体ごとに各資産の課税標準額・軽減税額を集計し、当初課税を決定する。 | — | — |
| ③ 課税客体ごとに課税決定したものを基に、当初通知書を作成する。 | — | — |
| ④ 当初賦課決定したものを基に、調定表を作成する。 | — | — |
| (4) 更正 | ○ | — |
| ① 資産内容の更正等に関する申請を受け付け、変更情報を登録する。 | — | — |
| ② 更正内容を基に、評価計算、課税計算をし、税額変更、登録をする。 | — | — |
| ③ 税額変更処理対象の課税客体に対し、納税通知書、納付書、更正決定通知書を作成する。 | — | — |
| ④ 更正処理結果を基に、更正分調定表を作成する。 | — | — |
| (5) 証明 | ○ | — |
| ① 納税義務者の申請を受け付け、各種証明書を出力する。 | — | — |
| ② 納税義務者の再申請を受け付け、名寄帳を出力する。 | — | — |
| (6) 照会 | ○ | — |
| ① 他市町村等の照会を受け付け、回答文書に必要な情報を出力する。 | — | — |
| ② 他業務からの照会依頼に対し、固定資産税の送付先を回答する。 | — | — |
| (7) 統計 | ○ | — |
| 都道府県に報告するための、各種統計(集計)情報に必要な情報を出力する。 | — | — |
| (8) 減免 | ○ | — |
| ① 納税義務者・関係部署より受け付けた減免申請書等を基に、内容を審査する。 | — | — |
| ② 減免申請書等の審査結果により、減免を決定する。 | — | — |